



# あなたの町でも消費生活移動相談室

～一人で悩まず、お気軽にご相談ください～

※弁護士による無料の相談会を開催します。

聖籠町

3月14日(土) 9:00-12:00

会 場：聖籠町役場

申込先：聖籠町消費生活センター

(電話：0254-27-1958)

秘密は厳守しますので安心してお気軽にご相談ください。



インターネットに関する詐欺や通販トラブル  
契約解除に伴うトラブル できすぎた投資話

強引な契約 見覚えのない高額な請求

アパート等退去時のトラブル

SNSの広告や勧誘に関するトラブル

借金・ローン・公共料金の滞納などなど



電話による事前予約をお願いします。

※一人あたりの相談時間は1時間以内です。

※契約書や借入証、領収書等の関係書類がある場合は、当日ご持参ください。